

所管部課	総務部 文書課		部長	矢吹 勇一	
件名	東大和市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市文書管理規則			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>文書管理システムの導入に伴う東大和市文書管理規則の改正により、引用する条文について変更が生じることから、東大和市情報公開条例施行規則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>第17条中「第27条第1項に規定するファイル基準表」を「第2条第5号に規定する文書管理システムから出力するファイル管理簿」に改める。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和6年1月1日</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課法規係において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。